

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 深川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	59.8%
全職員	69.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.2%
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	101.6%
本庁係長相当職	103.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0%
31～35年	82.3%
26～30年	98.5%
21～25年	102.3%
16～20年	69.8%
11～15年	81.2%
6～10年	74.2%
1～5年	88.0%

【説明欄】

- ・対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日
- ・男女の給与の差異＝女性の平均年間給与÷男性の平均年間給与により割合（％）を算出
- ・平均年間給与＝年度の給与総額÷当該年度中の各月の給与支給日において給与を支給した職員数の平均

※1. 全職員に係る情報における任期の定めのない常勤職員以外の職員において、男女の給与の差異が59.8%となっているのは、医師等の専門性が高い職種の男女比が、8：2であり女性と比較して男性の給与平均額が高いため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。